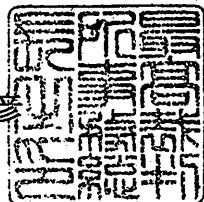


令和元年7月12日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



理由説明書

本日付けの諮詢（要旨は下記1のとおり）について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、「岡口基一」と題するツイッターアカウントは岡口基一判事のなりすましにすぎず、同アカウントの表示自体も漢字の「口」及び「一」ではなく、カタカナの「ロ」及びハイフンであるから、裁判官の言動そのものとは質的に異なるといえるため、申出に係る文書は不開示情報である公にすると人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報には該当しない旨を主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

最高裁が、「岡口基一」と題するツイッターアカウント（岡口基一判事のなりすましであり、平成30年8月に登録されたもの）に関して作成し、又は取得した文書

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、令和元年6月11日付けで不開示（申出に係る文書の存否を答えることは、不開示情報である公にすると人事管理

に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関情報公開法（以下「法」という。）第5条第6号ニに相当）を開示することとなるので、その文書の存否を答えることはできない。）の判断（以下「原判断」という。）を行った。

（3）最高裁判所の考え方及びその理由

ア 本件申出に係る文書は、裁判官を含む裁判所職員である可能性のある者の私的領域における活動についての文書であり、そのような文書の作成、取得等の目的や方法は様々であり得るものであって、必ずしも人事管理のためだけに保有するものとはいえないものの、仮に裁判所職員であった場合、裁判所職員の私的領域における活動については、その内容次第では服務規律に違反するものとなり得ることから、人事上の措置等に関する文書となり得る性質を有するものである。そのような性質を有する文書の保有の有無を明らかにすると、人事上の措置の必要性から作成、取得、管理、保存される文書の存否や内容を推認ないし憶測させることになり、人事管理に係る事務に関与する判断権者及び職員に対し、文書の作成、取得、管理、保存について好ましくない影響が生ずる等、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある（法第5条第6号ニ、平成31年度（情）答申第4号参照）。

なお、苦情申出人は、本件ツイッターアカウントが岡口基一判事のなりすましを名乗っていることなどから、裁判官の言動そのものと異なると主張するが、裁判官を含む裁判所職員である可能性のある者の私的領域における活動についての文書であることには変わりがないから、上記の主張は理由がない。

イ よって、裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱記第5に基づき、当該文書の存否を明らかにしないで不開示とした原判断は相当である。